

酒類販売業免許に関する現行の要件

酒税法

具体的基準

法令解釈通達（国税庁長官通達）

酒類販売業免許（法9条）

酒類の販売業をしようとする者は、免許を受けなければならない

免許の要件（法10条）

次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる

申請者が、滞納処分・酒税法違反等遵法精神に欠ける者（第1号～第8号）

申請者の経営の基礎が薄弱（第10号）

申請場所が取締上不適当な場所（第9号）

酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある（第11号）

免許の条件（法11条）

免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるときは、条件を附することができる

人的要件

- ・申請者等が法10条第1号から第8号に該当しない
- ・申請者が破産者で復権を得ていない
- ・申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない
- ・資本金を上回る繰越損失、3期連続欠損等

場所的要件

- ・申請場所が酒場等と同一場所でない等

需給調整要件

申請場所が所在する小売販売地域に免許枠があること
<人口基準>

$$\text{人口基準免許枠} = \frac{\text{人口}}{\text{基準人口}} - \text{既存店数}$$

【平成13年1月廃止】

<2%条項>
既存免許場数割合（既存店数×2%）と人口基準免許枠のいずれか大きい数値を免許枠とする

<距離基準>
直近酒販店との距離が基準距離（100~150m）以上あること

販売する酒類の範囲の条件

- ・種類、品目、態様又は特定者製造酒類の区分等

販売方法の条件

- ・業態（卸売・小売）、区域、販売先又は施設の区分等

